

16新健介利第154号
平成16年12月20日

居宅介護支援事業者 各位
訪問介護事業者 各位

新宿区健康部介護保険課長 竹若 世志子
(公印省略)

訪問介護における通院介助について

日頃から、介護保険事業の運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、東京都の実地指導及び区の介護給付適正化調査等に伴って、「訪問介護における通院介助」の解釈をめぐって一部混乱も見られます。

このため、区としての考え方を下記のとおり、周知しますのでご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 訪問介護における通院介助について

(1) 通院介助は算定できるか

通院介助については、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日・老計第10号)の「通院・外出介助」でサービス行為の一連の流れを例示しているとおり、身体介護の区分に含まれ、訪問介護として算定できます。

(2) 院内での移動等の介助は算定できるか

「院内での移動等の介助」については、「基本的には院内のスタッフにより対応されるべきですが、場合により算定対象」(「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合及び身体介護が中心である場合の適用関係等について」平成15年5月8日・老振発第0508001号・老老発第0508001号)となります。

この「場合により算定対象」の判断基準は、新宿区においては次のとおりです。

通院先の病院に介助体制が整っておらず、以下の必要な理由が課題分析され、ケアプラン上に明確に位置づけられていること。

- ①身体的な状態により、常に見守り・介助が必要な場合
- ②重度の痴呆等で目を離すと徘徊してしまうなど、常に見守り・介助が必要な場合

なお、院内の付添いなど、居宅以外において行われる訪問介護については、居宅において行われる病院に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得る場合に限り認められるため、院内の付添い行為だけをもって単独行為として算定することはできません。（「額の算定の留意事項 第二－１－（６）」平成１２年３月１日・老企第３６号）

（３）上記の「場合により算定対象」となるために、医師の意見は必要か

医師の意見は必要ありません。

日頃から、利用者の身体等の状態を把握し、ケアプランを作成しているケアマネジャーが総合的に判断し、ケアプランに位置づけてください。

（４）院内の待ち時間は算定できるか

単なる待ち時間はサービス提供時間として算定できません。

しかし、上記で示したように利用者の身体等の状況により見守り・介助が必要な場合は、算定対象となります。

（５）診察中の介助は算定できるか

診察中は、医師及び看護師の責任の範囲です。診察に立ち会うことは医療保険との二重給付になりますので、原則として介護保険の対象とはなりません。

問合せ先

新宿区健康部介護保険課

指導係

電話５２７３－３４９７

給付係

電話５２７３－４１７６